

# しあわせ創研 業務報酬額表(定額制)

平成31年4月1日適用

1. 顧問報酬月額(注:1)  
 人数 (事業主、役員を含む常時勤務人数)  
 A 個人事業主 10,000 ~ ※法人、社労保任意加入はB適用  
 B 4人以下 15,000 ~ ※法人、社労保任意加入はC適用  
 C 5~9人 25,000 ~  
 D 10~19人 45,000 ~  
 E 20~29人 60,000 ~  
 F 30人以上 協議のうえ
2. 業務の報酬  
 A 労働保険年度更新 顧問料の1か月分~  
 B 社会保険定時決定 顧問料の1か月分~  
 C 社会保険随時改定 1件当たり 7,500円~  
 D 届出・請求等の手続 1件当たり 7,500円~  
 E 助成金等の提案・申請 着手金及び申請報酬(注:2)  
 F 調査立会 5,000円~/時間
3. 労働・社会保険の新規適用  
 人数 社会保険 労働保険 労災特別加入(注:3)  
 A 個人事業主 10,000 ~ 10,000 ~  
 B 4人以下 30,000~ 20,000 ~ 15,000 ~  
 C 5~9人 55,000~ 35,000 ~ 20,000 ~  
 D 10~19人 80,000~ 50,000 ~ 25,000 ~  
 E 20人以上 Dに一人増すごとに2,500円増 25,000 ~
4. 規則等の整備(1件当たり) 多数割引-25%  
 A 就業規則 制定 150,000 ~ ※多数(3件以上)  
 B " 改定 50,000 ~ 37,500 ~  
 C 規定等 制定 50,000 ~ 37,500 ~  
 D 協定等 制定 30,000 ~ 22,500 ~  
 E 規定、協定整備、変更 15,000 ~ 11,250 ~  
 F 是正勧告等への対処 30,000 ~  
 G 提出・届出代行(1回当り) 7,500 ~

5. 労務管理業務  
 給与・賞与計算 1,000円~/1名(10名まで10,000円)  
 名簿・台帳等の調整 500円~/1名(5名まで5,000円)  
 ソフトウェア導入等 5,000円/時間(ソフト代金別途)
6. その他  
 消耗品・立替金 実費  
 交通費等の経費 実費相当  
 システムメンテナンス 実費  
 諸手続きに伴う業務費 別途  
 経営改善業務 協議のうえ

注:1 顧問契約業務範囲(2~6に挙げるものを除く)  
 以下の労働・社会保険各法に係る届け出及び手続、及び提案・助言  
 ①労働基準法 ②労働安全衛生法 ③雇用保険法 ④労働者災害補償保険法  
 ⑤労働保険徴収法 ⑥健康保険法 ⑦厚生年金保険法 ⑧その他の労働社会  
 保険各法の施行に係る日常の手続き、届出、提案、助言、情報提供  
 ただし、保険金請求に関しては、2. 業務の報酬が適用されます。

注:2 着手金は20,000円(1件当り) 申請報酬は助成金額の15%  
 受給資格の欠格(御社の瑕疵)等で助成金が不支給となった場合でも、  
 着手金は返金いたしません。また、申請報酬も同じく申し受けます。  
 また、申請に伴い規定等の整備や計画作成等が必要な場合は別途4. の  
 費用を申し受けます。

注:3 特別加入は商工会、農協、漁協等の事務組合への事務委託が必須です。

※本報酬表の金額には消費税、保険料額は含まれていません。

# しあわせ創研 業務報酬額表(従量制)

平成31年4月1日適用

1. 基本契約料 (注:1) 月額基本料 (契約時に一括納付)  
 A 個人事業主 応談(5,000~ )  
 B 法人事業用 応談(10,000~ )  
 C その他事業 応談
2. 業務の報酬 (1件当り) ※事務手続きに伴う業務  
 A 労保・社保 年度更新 25,000 ~ 多数の場合 別途相談  
 B 労保・社保 随時手続 10,000 ~ 煩雑な場合 別途相談  
 C 労働基準法 随時手続 10,000 ~ 煩雑な場合 別途相談  
 D 給付請求等の手続 15,000 ~ 煩雑な場合 別途相談  
 E 助成金等の提案・申請 着手金及び申請報酬(注:2)  
 F 調査立会 5,000円~/時間
3. 労保・社保の事業所新規適用  
 人数 社会保険 労働保険 労災特別加入(注:3)  
 A 個人事業主 10,000 ~ 10,000 ~  
 B 4人以下 30,000~ 20,000 ~ 15,000 ~  
 C 5~9人 55,000~ 35,000 ~ 20,000 ~  
 D 10~19人 80,000~ 50,000 ~ 25,000 ~  
 E 20人以上 Dに一人増すごとに2,500円増 25,000 ~
4. 規則等の整備(1件当たり) 多数割引-25%  
 A 就業規則 新規制定 200,000 ~ ※多数(3件以上)  
 B " 改定 75,000 ~ 56,250 ~  
 C 規定等 制定 50,000 ~ 37,500 ~  
 D 協定等 制定 30,000 ~ 22,500 ~  
 E 規定、協定整備、変更 15,000 ~ 11,250 ~  
 F 是正勧告等への対処 50,000 ~  
 G 提出・届出代行(1回当り) 7,500 ~

5. 労務管理業務  
 給与・賞与計算 1,000円~/1名(10名まで10,000円)  
 名簿・台帳等の調整 500円~/1名(5名まで5,000円)  
 ソフトウェア導入等 5,000円~/時間(ソフト代金別途)
6. その他  
 消耗品・立替金 実費  
 交通費等の経費 実費相当  
 諸手続きに伴う業務費 別途  
 経営改善業務 協議のうえ

注:1 以下の各法に係る相談や提案、助言で、事務処理を伴わないもの  
 ①労働基準法 ②労働安全衛生法 ③雇用保険法 ④労働者災害補償保険法  
 ⑤労働保険徴収法 ⑥健康保険法 ⑦厚生年金保険法 ⑧その他の労働社会  
 保険各法の施行に係るもの

注:2 支給申請に係る期間中は基本契約が必要です。  
 ・着手金は30,000円(1件当り)、申請報酬は助成金受給額の15%  
 受給資格の欠格(御社の瑕疵)等で助成金が不支給となった場合でも、  
 着手金は返金いたしません。また、申請報酬も同じく申し受けます。  
 また、申請に伴い規定等の整備や計画作成等が必要な場合は別途4. の  
 費用を申し受けます。

注:3 特別加入は商工会、農協、漁協等の事務組合への事務委託が必須です。

※本報酬表の金額には消費税、保険料額は含まれていません。

**上記 2~5 の業務について、スポット契約も承ります。  
 その際の報酬は50%割増とさせていただきます。  
 スポット契約の場合は、契約時に着手金(30%)を承ります。**